

医政メモ Q&A

協会けんぽについて

Q：協会けんぽはいつからどのようにして始まったのですか

A：従来の中小企業等の被用者とその家族（約3,600万人）が加入している政府管掌健康保険が昨年10月より、不祥事続きの社会保険庁の廃止（2010年1月の予定）に先行して、新組織の全国健康保険協会（協会けんぽ）として発足しました。なお公的年金の運営業務としては来年の2010年1月より日本年金機構が発足します。すなわち社会保険庁の解体に伴い、非公務員型（民間）の二つの新法人が設立されたわけです。

Q：協会けんぽの詳細はどのようになっていますか

A：官から民間への移行によりそのノウハウを最大限導入し、効率化やサービス向上を徹底するとしています。その組織としては、全国に都道府県支部（47箇所）を設置し、おのおの評議会（地域の事業主、被保険者、学識経験者で構成）で地域の実情を踏まえた事業を実施します。それらの統括、支援機関として、中央に本部が設置され、その中の運営委員会（事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名の計9名）が自主自立の運営を監視するとなっています。なお民間出身の理事長ならびに運営委員会の委員は厚生労働大臣が任命します。さらに、事業所の適用や保険料の徴収業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的におこない、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付されます。

Q：協会けんぽ保険料の地域格差はどのくらいですか

A：これまでの全国一律の保険料率から都道府県支部ごとの料率に改める結果、各自治体の財政事情によりその保険料率には格差が生じます。各支部は今年9月末までに、医療費水準などをもとにした独自の料率を決める必要があります。厚労省の2007年度の状況調査から試算すると全国平均は8.35%で、残念ながら北海道は全国一高い保険料率（8.88%）となっています。ちなみに最低は長野県の7.84%で最大1.04ポイントの開きがあります。新料率に移行するまでは現行の8.2%を適用しますが、北海道のように高い料率の地域では加入者の急激な負担増が予想されるため、厚労省としては今年中にもこの地域格差対策として、2013年秋までに激変緩和を導入するとしています。

Q：今後の展開としては

A：昨年の衝撃的なニュースとして、西濃運輸が昨年4月の高齢者医療制度の改革で負担金が大幅に増加し事業継続が困難になったとして、加入者5万人超の健保組合を解散し、政管健保に移行しました。今後も財源の不足した健保組合が増加し西濃運輸と同様に組合解散後、協会けんぽに移行する事態が予想されます。この新しい制度が国民皆保険を堅持する上からも、一刻も早く組織の環境整備と円滑な運営がなされるようにしなければなりません。

（政策部担当理事 水谷 匡宏）